

田莘一 一九九五) とする説などがある。

③の木簡が出土した内匠日向周地遺跡は、湧水によつて西から東に向かい開析された谷津状地形の底部に位置する遺跡で、三点の木簡は、古代の谷津状遺構から出土したものである。

この木簡が作成された背景として注目されたのが、八世紀前半に成立した『常陸國風土記』の行方郡条に伝わる、箭括麻多智による開発説話である。この説話の舞台となつた行方郡の西方、霞ヶ浦に面した谷地には、複雑に入り込む何本もの谷があつた。箭括麻多智という人物はこの谷口の低湿地の葦原を切りはらつて、新たに水田を開発した。その開発に際して、谷に住む谷戸(夜刀)の神である蛇を鎮めるために、夜刀の神である蛇を祭つたことが風土記に記されている。風土記にみえる行方郡の谷戸の景観と、内匠日向周地遺跡の地形は類似しており、その点から、本木簡が谷地における水田開発の際の祭祀と関わつてゐるのではないかと推測される。

③の木簡を积読した平川南氏は、『常陸風土記』の説話をふまえて、これを「天正、蛟蛇、龍王に奉る」と読み、「龍神の使いで谷戸(夜刀)の神である蛟蛇が水の枯渴まつたは大雨による洪水を恐れ、水神である龍王に雨乞いまたは止雨を祈願した札ではないか」あるいは、「谷戸開発に伴う犯土のさいに龍王に対する祭祀を実施した可能性も、考えられるであろう」と推定している(平川南 一九九五)。

④の木簡は、「八龍王」がくり返し記されている点が特徴である。これが『法華經』などにみえる「八大龍王」のことを意味しているとすれば、祈雨や止雨にかかわる木簡であると推定できる。さらに、河川跡から出土している点からも、河川の枯渴あるいは増水による洪水を恐れ、水神である「龍王」に雨乞いあるいは止雨を祈願した札であるともできる(三上喜孝 二〇〇一)。

さて、本木簡に立ち戻つてみると、記載内容は、①の木簡に近い。すなわち、「東方青龍王」「南方赤龍王」「西方白龍王」は、①の木簡の「東方木神王」「南方火神王」「中央土神王」という表現にきわめて近い。

本木簡にみえる、東方を「青」とし、南方を「赤」とし、西方を「白」とする考え方には、いうまでもなく陰陽五行説にもとづくものであり、東方の守護神として「青龍」、南方の守護神として「朱雀」、西方の守護神として「白虎」、北方の守護神として「玄武」があることはよく知られている。

また、管見のかぎり、木簡の記載と対応する表現を持つ經典に、名古屋市の七寺一切經(平安末期書写)の『安墓經』がある(増尾伸一郎 二〇〇三)。

「仏告東方青龍王軍・南方赤龍王軍・西方白龍王軍・北方黒龍王軍。五行六甲禁忌十二時神立符。時歲月劫殺。家王、父母墓前微在墓石。墓處八神天神公神其母神子女神各安所在。墓有燒害人。起功立墓傷害衆生、恐傷犯土公。立家天上諸神及立中諸神恐燒害亡人致趣。便生人家中諫詞大小若有疾病、或致官家口舌横生、錢財不長家中不安、田重不收」

（東方青龍王軍・南方赤龍王軍・西方白龍王軍・北方黒龍王軍に告ぐ。五行・六甲禁忌・十二時神、符を立つ。時歲月劫殺あり。家王、父母の墓前に微かに墓石を在る。墓處の八神・天神・公神・其の母神・子女神、おのの在る所を安んずるなり。墓に人生を燒害するあり。功を起こして墓を立てれば衆生を傷害し、土公を傷犯するを恐る。家を立てれば天上の諸神、及び土中諸神は亡人を燒害するを恐れて、趣くことを致さず。便ち生人の家中に諫詞の大小あるは、疫病あ

り、或いは官家の口舌横に生じ、錢財長ぜず家中安んぜず、田重ねて収めざるが若しと)

これは家墓を安穩に保つことを説いた經典であるが、同種の經典として、居宅の安寧を説いた『安宅經』がある。これは、後漢代失訣(訳経者不明)として『大正新修大藏經』第二一卷に収められているが、典型的な中國撰述の疑偽經典であると考えられる。『安宅經』は、『日本書紀』白雉二年(六五二)十二月晦日条に、「味經宮」において「安宅・土側等の經を読ましむ」とあり、七世紀後半段階すでに日本に受容されていたことが分かり、八世紀の正倉院文書にもその名がみえる。この『安宅經』にも、「東方大神龍王七里結界金剛宅南方大神龍王七里結界金剛宅西方大神龍王七里結界金剛宅」という表現がみえ、藤原京出土木簡の記載とも類似する。

本木簡は、こうした『安宅經』や『安墓經』などの經典の存在が背景にあつて作成されたとみることができるであろう。

「龍王」が記載された木簡の評価をめぐつては、祈雨や止雨にかかわる祭祀と結びつけられていることが多いが、『安宅經』『安墓經』などの存在から、犯土にさいして実施された祭祀と関わつて作成された可能性も考慮しておく必要があろう。

五 本木簡の意義(まとめ)

①本木簡は、呪符木簡である。「龍王」にかかわる古代の木簡は、全国では数例にとどまるが、山形県では二例目の出土である。

②木簡の記載と類似する表現は、家墓を安穩に保つことを説いた經典である『安墓經』などにみえ、本木簡が、犯土にさいして実施された祭祀に用いられた呪符木簡である可能性がある。そして、こうした經典の知識にもとづく儀礼が、平安時代の東北地方にまで広く行われていたことが確認できた。

引用文献

- 芝田文雄 一九八一 「百怪呪符」『伊場木簡の研究』東京堂出版
平川南 一九九五 「群馬県富岡市内匠日向周地遺跡出土の木簡」『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第一八八集 内匠日向周地遺跡 下高瀬寺山遺跡 下高瀬前田遺跡』、のち『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三に収録
増尾伸一郎 二〇〇三 「都城の鎮祭と〈疫神〉祭儀の展開」『環境と心性の文化史 下巻』勉誠出版
- 三上喜孝 二〇〇一 「山形市馳上遺跡出土木簡」『山形県埋蔵文化財センター調査報告第一〇一集 馳上遺跡発掘調査報告書』財団法人山形県埋蔵文化財センター
和田萃 一九九五 「呪符木簡の系譜」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』堺書房
和田萃 一九九七 「南山の九頭龍」『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版

附章 山形市梅野木前1遺跡出土木簡

山形大学人文学部

三上 嘉孝

一 形状

上下端は原形をとどめているが、左右側面は欠損している。上下端は、斜めに整形されており、当初からの加工か、あるいはなにかの木製品を転用したものかについては、不明である。

二 釈文

・「東方青龍王 南方赤龍王 西方白龍王」

〔上カ〕

〔□□〕

二八一×(二五)×三 ○八一

三 年代

木簡は堅穴建物跡と考えられるSI37から出土した。年代は、伴出の須恵器の坏や、遺跡の土層から、九世紀の前半と考えられる。

四 内容

本木簡は、内容から考えて呪符木簡であると考えられる。「龍王」の記載が見られる点が特徴である。左右側面は欠損しているが、「東方青龍王」と書かれた行の左側に、「北方黒龍王」と書かれていた可能性がある。

これまで出土している、「龍王」にかかわると思われる古代の木簡は、次の通りである。

①藤原京跡九条四坊出土木簡 『木簡研究』一六号、一九九四年

・「七里□□内□送々打々急々如律令」

「四方卅□大神龍王」

「婢麻佐女生年廿九黑色」

・「東方木神王」
「南方火神王」
(人物像)

「婢□□女生年□□□□」

「」
(人物像)

四六七×八三×七 ○三二

②伊場遺跡出土木簡 『静岡県史 資料編四』一九八九年

・「八百恵咒符百々恵宣受不解和西恵亡令疾三神〔置カ〕宣天罪直符佐□当不佐亡 急々如律令」
(竜の墨画) 人山龍 神

弓 龍 神

人山龍

「」

・「八成 蛇子口口弓 急々如律令」
〔弓ヨヨヨ弓〕

三二二一×六七×四 ○三二

③群馬県富岡市内匠日向周地遺跡出土木簡 〔(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第

一八八集 内匠日向周地遺跡 下高瀬寺山遺跡 下高瀬前田遺跡〕

〔一号木簡〕

「□□□蛟□奉龍王」

〔二号木簡〕

「□□□蛇奉龍王」

〔三号木簡〕

「□□□×鬼□□」

〔4〕山形県米沢市馳上遺跡出土木簡
〔梵字カ〕

・「□(符鑑)鬼鬼鬼「」八龍王水八竜王草木万七千

・「□□龍王□□龍王「」□□□□□□□□□□八竜王

〔一二九十六八〕×二〇×三 ○一

〔一二五〇〕×三三×四 ○五一

〔一四五〕×三三×七 ○一九

〔四二十五三〕×三五×六 ○一九

・「」

〔上カ〕

〔□□〕

二八一×(二五)×三 ○八一

三 年代

木簡は堅穴建物跡と考えられるSI37から出土した。年代は、伴出の須恵器の坏や、遺跡の土層から、九世紀の前半と考えられる。

四 内容

本木簡は、内容から考えて呪符木簡であると考えられる。「龍王」の記載が見られる点が特徴である。左右側面は欠損しているが、「東方青龍王」と書かれた行の左側に、「北方黒龍王」と書かれていた可能性がある。

これまで出土している、「龍王」にかかわると思われる古代の木簡は、次の通りである。

①藤原京跡九条四坊出土木簡 『木簡研究』一六号、一九九四年

・「七里□□内□送々打々急々如律令」

「四方卅□大神龍王」

「婢麻佐女生年廿九黑色」

・「東方木神王」
「南方火神王」
(人物像)

「婢□□女生年□□□□」

「」
(人物像)

四六七×八三×七 ○三二